

第 10 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 4 年 10 月 25 日午後 2:00～
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

第 1 号議案 知事許可漁業における制限措置等について（諮問）

【第 1 号議案資料】

3 報告事項

- (1) 京都府栽培漁業基本計画(第 8 次)案について 【報告事項(1)】
- (2) 令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック
会議について 【報告事項(2)】
- (3) 大中型まき網漁業との調整について 【報告事項(3)】

4 その他

5 閉 会

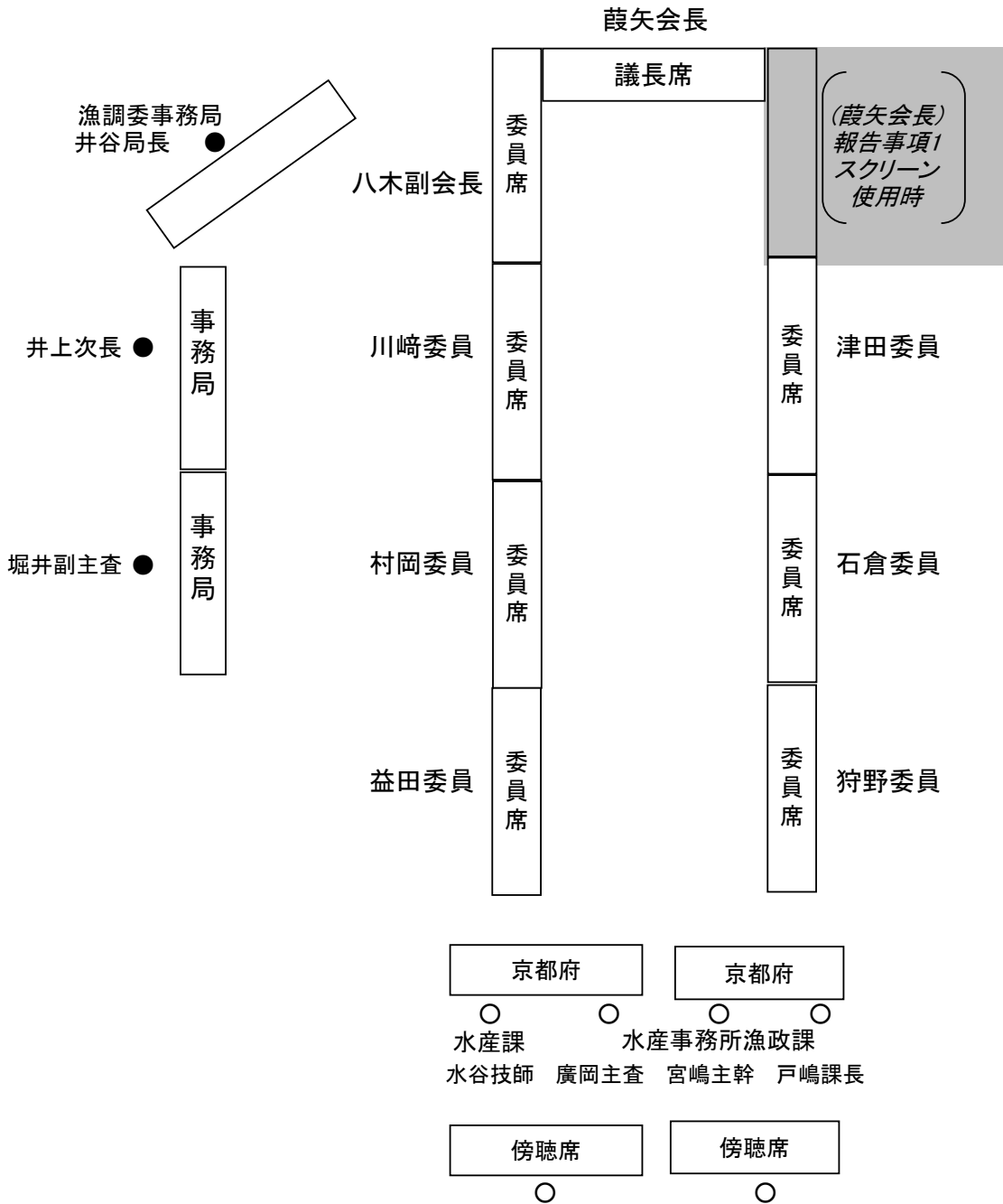
第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委 員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委 員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委 員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事
委 員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委 員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委 員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委 員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

第22期京都海区漁業調整委員会（第10回委員会配席図）

令和4年10月25日(火)午後2時から
水産事務所 3階 研修室



第 1 号議案 知事許可漁業における制限措置等について
(諮問)

【理由】

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、
答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 1 京都府知事からの諮問文

○小型機船底びき網漁業

(手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業))



4 水事第 272 号の 6
令和 4 年 10 月 13 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業））
の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 4 年 11 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日まで
制限措置：別紙のとおり

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 廣岡
T E L	0772-22-4438

別紙

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
自家用釣餌料びき網漁業	7隻 (許可上限(15隻)から本年10月1日現在有効な許可(8隻)を除いた数)	5トン以下	京都府与謝郡伊根町青島灯台から京都府舞鶴市博奕岬灯台を見通した線以南の京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者